

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準および 復旧技術指針講習会【木造編】 開催の御案内

主催： 一般社団法人山梨県建築士事務所協会

後援： 一般社団法人山梨県建築設計協会、 一般社団法人山梨県建築士会

地震発生後の被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後、被災建築物の所有者からの依頼により、被災建築物の再使用の可能性や、復旧するための被災度区分判定及び復旧業務の迅速な実施が重要となります。

被災度区分判定は、地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者が当該建築物の沈下、傾斜および構造躯体の損傷状況から被災建築物の耐震性能を推定し、継続使用のための復旧の要否とその程度を建築士事務所の業務として判定するものです。本講習会は、震災建築物の被災度区分判定および復旧に伴う設計・工事監理を行うことのできる建築士事務所を育成することを目的としています。

今般、2015年の標記講習テキストの大幅な改訂による講習会の実施より5年が経過したことにより、2015年版講習会テキスト発行後の知見や改訂時に対応できなかった課題を別冊資料としてまとめ、これらをテキストとして、本講習会を実施することといたしました。

なお、受講修了者のうち希望する建築士には(一財)日本建築防災協会より技術者証(有料・カード式)が発行され、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定復旧技術者名簿」に掲載されます。

また、その建築士を有する建築士事務所、希望する建築士事務所を対象に、(一財)日本建築防災協会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所(建築士)の検索、協力要請等の資料として活用します。

※技術者証の発行は、建築士資格を有する者に限ります。

※建築士事務所名簿への掲載は、技術者証発行希望者を有する建築士事務所となります。

平成30年度講習を受講し、技術者証を申請した方は令和6年3月末が有効期間満了となります。

技術者証及び技術者名簿の更新をご希望の場合は本講習会を受講のうえ、申請が必要となります。

【会場】 ぴゅあ総合 小研修室1 山梨県甲府市朝気1丁目2-2 TEL055-235-4171

【開催日時】 令和 6年 3月 8日(金) 【受付時間】 13時30分～14時00分

【対象者】 建築士事務所に所属する建築士(1級・2級・木造) … 有資格者のみ

予定時間割	講習内容	講師
13時30分～ 14時00分	受付…(会議室の入り口付近)	
14時00分～ 14時10分	挨拶	山梨県建築士事務所協会会長
14時10分～ 14時30分	被災度区分判定の考え方	DVD講習(20分)
14時30分～ 16時00分	木造建築物の被災度区分判定基準および 復旧技術指針	DVD講習(90分)

※なお、表記時間割は予定である事から、当日での多少の遅れ等が生じる事については御理解をお願いいたします。

【定員】 20名 (定員になり次第締め切らせて頂きます。)

【テキスト③】 ③ 必須 別冊資料【木造編】 定価 1,750円(税込)

【テキスト④】 ④ 任意 「すでにお持ちの方は購入の必要はありませんが、講習では内容に触れますので講習時にはお持ちください」
『2015年改訂版 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針<木造編>』
定価 3,055円(税込) ……基本的に、テキストのみの販売は致しません。

【受講料】 半日講習【木造編】 ※技術者証発行手数料は含みません。

	新規受講の場合		更新受講の場合「平成30年受講者」	
・会員	建防協テキスト③④共	9,000 円(税込)	建防協テキスト③共	6,000 円(税込)
・非会員	建防協テキスト③④共	11,000 円(税込)	建防協テキスト③共	8,000 円(税込)

※納入された受講料の返金はいたしません。

※事務所協会会員の建築士事務所に所属する建築士の方は、「会員」扱いとします。

【受講修了証】 受講いただいた方には、山梨県建築士事務所協会から「受講修了証」をお渡します。

【技術者証等】 本講習会の修了者の希望によって、(一財)日本建築防災協会より「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」(有効期限平成11年3月31日)の発行、および同協会の「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者名簿」への掲載を望まれる場合には、別用紙 **別記1** へ必要事項記載とともに写真を添え、講習会当日に受付までご持参をお願いします。…※任意です。
なお、「技術者証」発行手数料として別途1,100円(税・送料込)が必要となります。

【事務所名簿掲載について】 本講習会の受講者で震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧業務を行う建築士事務所の希望によって、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」への掲載を望まれる場合には、別用紙 **別記2** へ必要事項記入のうえ、講習会当日に受付までご持参をお願いします。…※任意です。

【振込先】 山梨中央銀行 本店営業部 普通預金 No 1780871
(シャ)ヤマナシケンケンチクシジムシヨキョウカイ
(一社)山梨県建築士事務所協会

【申込み方法】 別紙申込書に必要事項を書き込み、下記(一社)山梨県建築士事務所協会事務局にお申込みください。
当該受講料を上記口座に振込み、その振込明細書のコピーと一緒に**FAX**にてお申込みください。
申請書に記入漏れがあった場合、当該振込に不備(振込み漏れ、金額不足等)があった場合は受付できかねますのでご了承ください。
尚、振込手数料は各自でご負担ください。振込明細書をもって領収書にかえさせていただきます。

【申込み期間】 自:令和6年2月9日(金) 至:令和6年2月22日(木)
(午前10時～午後4時の間、ただし12時～13時の間 及び土日は休務となります)

【申込み先及び問合せ先】 (一社)山梨県建築士事務所協会
甲府市丸の内1-14-19 山梨県建設業協同組合会館2階
T E L 055-225-1251 F A X 055-232-5959